

質 問 回 答 書

件 名 令和8年度 市民の「声」分析ダッシュボード構築及び運用保守業務委託

番号	項目	質問	回答
1	市民の「声」分析ダッシュボード構築及び運用保守業務 業務説明資料 2	5 システムの概要 (1)アに「地域分析(属性別の比較): 区、町名等の地域属性データに基づき、地域ごとの意見傾向の違いを比較分析できること。」と記載がございますが、分析対象となる意見データには、区、町名、郵便番号等、市民の地域を特定できる情報が付与されているとの理解でよろしいでしょうか。付与されていない場合、郵便番号等を基に地域分けを行う作業は、受託者の作業範囲に含まれますでしょうか。意見本文から地域データを抽出することを想定されているでしょうか。	意見収集方法により保有する項目が異なるため、すべての意見データに区、町名、郵便番号等が付与されているものではありません。地域属性が含まれるデータは当該項目を活用することを想定しています。 地域属性が含まれないデータについて、意見本文からの抽出を必須とはしていません。 なお、地域属性が含まれないデータがあることを前提に、指定する地域データが含まれないことをもって分析ができない(エラーとなるなど)ことの無いように設計してください。
2	市民の「声」分析ダッシュボード構築及び運用保守業務 業務説明資料 9	8 納品成果物(1)納品成果物のうち「設計書一式」については、本業務において新たに作成した設計書が対象であり、弊社が権利を保有する既存システムの設計書は対象外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 納品対象となる設計書一式は、本業務において本市のために新たに作成した設計・設定内容等を対象とします。受託者が従前から保有する汎用的なシステムモジュール、既存の SaaS 基盤その他の既存知財等に係る設計書そのものの納品を求めるものではありません。ただし、次年度以降の継続利用、保守、運用及び追加開発に必要なシステム構成、設定、連携仕様、運用手順等は、必要な範囲で納品してください。

番号	項目	質問	回答
3	市民の「声」分析 ダッシュボード 構築及び運用保 守業務 業務説明 資料 7	(7) ベンダーロックインの排除 【受託者への利用許諾及びデジタル公共財としての他機関への提供】 「本市は他の地方公共団体、国及び公的機関等に対して、本成果物を無償で提供し、本市と同等の利用・改変の権利を再許諾（サブライセンス）することができるものとする。」との記載がございますが、これは、横浜市様向けに構築した AI 分析環境を、他の地方公共団体等が共同利用することを想定されているのでしょうか。その場合、他団体向けのデータ領域等の構築も本業務の範囲に含まれるとの理解でよろしいのでしょうか。 共同利用を想定されていない場合は、貴市へ納品する設計書等の本成果物を、他の地方公共団体等へ共有することを想定されているとの理解でよろしいのでしょうか。	他団体が本市の AI 分析環境を本業務内で共同利用することや、他団体用のデータ領域を構築することは想定しておらず、本業務の範囲に含まれません。 当該記載は、他自治体等から要請があった際に、本業務で新たに作成した成果物（プロンプト、画面定義、マニュアル等）を、デジタル公共財として他の地方公共団体等へ提供し、利用・改変を認めることを想定したものです。また、既存知財等は提供対象外であり、提供先に対する受託者の動作保証・サポート義務もありません。
4	市民の「声」分析 ダッシュボード 構築及び運用保 守業務 業務説明 資料 8	(8) 効果測定 効果測定の実施主体は貴市との理解でよろしいでしょうか。また、受託者側で、アンケート・ヒアリングの支援、結果分析、改善提案等、あらかじめ想定すべき作業がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	効果測定は本市と受託者が連携して実施する想定です。本市は試行利用する職員の調整や庁内での評価を行い、受託者にて実施を想定する作業は、取得可能な利用ログ等の提示、測定項目・指標・方法の提案、アンケート・ヒアリングの実施支援、結果の整理・分析及び改善提案です。具体的な分担及び実施方法は契約後に協議して決定します。

番号	項目	質問	回答
5	市民の「声」分析 ダッシュボード 構築及び運用保 守業務 業務説明 資料 7	(4) 職員による試行利用 試行利用は貴市職員の皆様 が主体となって実施され、受 託者は検証結果を踏まえた システムの改善を行うとの 理解でよろしいでしょうか。 また、操作説明、問い合わせ 対応、検証支援、結果整理、 分析精度の検証等、その他に 想定される作業がございま したら、ご教示いただけます でしょうか。	お見込みのとおり、試行利用は本市職員が主体 となって行い、受託者は環境提供及び検証結果 を踏まえた改善を行います。 受託者には、操作説明、操作・運用マニュアル の提供、問い合わせ対応、試行実施の支援、結 果整理、回答・分析精度の検証、プロンプト・ UI/UX・分析ロジック等の調整及び契約範囲内 での改善を想定しています。具体的な内容は契 約後に協議します。
6	提案書作成要領 6	6 提案書及び必要書類の提 出 令和9年度以降の運用費用 概算見積書を提出すること となっておりますが、令和9 年度以降の運用費用概算見 積については評価の対象外 との認識でよろしいでしょ うか。	令和9年度以降の運用費用概算見積書は、提案 書の一部であり、将来の継続運用可能性、拡張 性及び費用の妥当性、コスト管理の観点から評 価の参考とします。評価上の取扱いは、提案書 評価基準に記載する各評価項目に基づきます。 なお、令和9年度以降の契約を保証するものでは ありません。
7	業務説明資料 2	5(1)ア「予算・事業との対応 分析」について、分析に用い る予算書及び事業項目のデ ータとして、貴市から提供い ただける資料の種類（予算 書、事業計画書、事業評価書 等）、形式（PDF、Excel、CSV 等）、粒度（款項目、事業単位 等）及び対象年度をご教示く ださい。 また、サンプルデータ等の提 供が可能でしたらご提供く ださい。	・現時点では、公開済みの予算書、事業計画書・ 事業概要・事業評価に関する資料、中期計画等 を主な対象として想定しており、これらは横浜 市ホームページで公開※しています。 ・形式はPDF、Excel 等、粒度は施策・事業単位 を中心に、資料により異なります。 ※以下に公開している資料の一部を例示しま す。その他については、本市ホームページから 資料名等で検索してください。 ・ 横浜市中期計画 2026～2029 横浜市 ・ 令和7年度事業の事業計画書及び事業評価書 一覧 横浜市
8	業務説明資料 5(1)ア	「市民の声」として利用する データについて、紙ベースの アナログデータはございま すか。 その場合、どの程度の量がご ざいますか。 また、紙→デジタルへの変換 は本調達の対象でしょうか。	分析対象として紙でのみ保有する意見が存在 する可能性はありますが、本業務では、CSV 等 のデジタルデータをシステムに取り込むこと を基本としています。 紙資料の量は一律に把握しておらず、紙からデ ジタルへの変換は本調達の必須範囲には含み ません。

番号	項目	質問	回答
9	業務説明資料 5(1)ア	システムにアップロードを行う様々な形式で収集された「市民の声」について、アップロードを行う前処理として、本システム外でフォーマットを統一、または整理される想定はございますか。もしくはシステム側で全ての収集形式にアップロード対応する必要がございますか。	意見収集方法により項目構成や形式が異なるため、一定の前処理が必要となる場合があります。一方で、分析機能の必須項目を最小限とするなど、異なる項目構成の CSV 等を柔軟に取り込める設計を求めています。すべての収集形式への無条件の対応を求めるものではありません。対応形式、項目マッピング、前処理、本市と受託者の役割分担を具体的にご提案ください。
10	業務説明資料 5(1)ア	予算・事業との対応分析に用いる予算書・事業データについて、形式 (PDF、Excel 等)、粒度 (事業単位等)、対象年度及び提供元を可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。	No 7 のとおり
11	業務説明資料 5(1)ア	地域分析について、既存の意見データに区・町名等の地域属性項目は含まれているでしょうか。含まれない場合、意見本文からの抽出を想定されているでしょうか。	No 1 のとおり
12	業務説明資料 5(1)ア	自由意見の分析前に行うガードレール機能 (個人情報・機微情報の除外・マスキング等) について、市として特に優先して検知・マスキングの対象としたい具体項目 (氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の特定識別子等) や、処理に関する指定事項 (評価基準、合否判断プロセス等) があればご教示いただけますでしょうか。	優先対象として、氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他個人を識別し得る固有名詞・識別子を想定しています。機微情報についても、分析上不要な情報を検知し、除外、マスキング又は匿名化できることを求めます。具体的な検知対象、処理方法、精度評価、誤検知・見逃しへの対応及び職員による確認方法は提案を求め、要件定義時に協議して決定します。なお、本機能は予備的対策を行う機能であり、完全な除去の保証を求めるものではありません。

番号	項目	質問	回答
13	業務説明資料 5(1)ア	予算・事業との対応分析について、1件の意見を複数の事業に関連付けることは許容されますでしょうか。また、対応関係を職員が確認・修正できる機能を想定されていますでしょうか。	・1件の意見を複数の事業に関連付けることは許容されます。本業務では、多様な市民の「声」を分析し、ニーズを捉えること等を目的としています。1件の意見が複数の事業等に関連することや、1件の意見の中に複数の観点での要望等が含まれることも当然に想定されます。そのことを踏まえてご提案ください。 ・対応関係を確認・修正できる機能については、例えば、意見に事業名の記載等があるが、前後の文脈から類似の別の事業のことが明らかである、というケースもあります。また、システムの構成にもよりますが、AIによる分析は揺らぎが出る可能性もあります。そのため、提案内容にもよりますが、期待する成果として、「分析結果からその基となる個々の意見が確認できること」を求めている、その中で、関連付けの根拠や確からしさを確認でき、必要に応じて職員が確認又は修正できる仕組みについての提案は、期待するものの一つと考えます。
14	業務説明資料 5(1)ア	クラスター分析について、経年比較を行う際、年度ごとに生成された異なる分類を比較できればよいでしょうか。それとも、複数年度で共通の分類体系を維持し、同一テーマの増減を比較できることを想定されていますでしょうか。	複数年度における同一又は類似テーマの増減や変化を把握できることを期待しています。一方、社会状況の変化により新たなテーマが生じることも想定されるため、固定分類のみを必須とはしません。年度別分類と共通分類の対応付け、再分類、類似テーマの追跡等を含め、経年変化を適切に把握できる方法をご提案ください。
15	業務説明資料 5(1)ア	ガードレールについて、個人情報等の検知・マスキングについて、AI分析の実行前に職員による検知結果の確認・承認を必須とする想定でしょうか。システムによる自動処理のみとする提案も許容されますでしょうか。	職員による事前確認・承認を一律の必須要件とはしていません。自動処理のみとする提案も可能です。 なお、ガードレール機能は予備的対策を行う機能であり、完全な除去の保証を求めるものではありませんが、処理結果の事後確認等を含めて、安全性の確保が図られる提案を行ってください。 なお、最終的な運用フローは提案を基に要件定義時に協議します。

番号	項目	質問	回答
16	業務説明資料 5(1)ア / 5(3)エ	「1 回の処理で数万程度」の記載に関し、適切なシステム構成（インフラ等のサイジング）および AI 処理コストの適正な試算に向けた前提情報として確認させてください。過去の意見データ等に基づく市民の「声」1 件あたりの平均的な文字数（または想定文字数の目安）や、1 回の処理において許容される完了時間の目安（夜間バッチ等、想定される運用スケジュール等）がございましたら、可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。	・1 件当たりの文字数は収集方法やテーマにより幅があり、平均値に関する情報は保有しておりません。なお、一部の意見については市のホームページで公表されています。 ※参考：横浜市 市民局 広聴相談課 「市民の声」の公表(検索) ・完了時間の固定要件は設けていません。1 回に数万件程度を処理でき、分割処理の場合も分析結果に不整合が生じないことを前提に、想定文字数、処理件数を仮定し、処理時間に応じた運用を含めご提案ください。
17	業務説明資料 5(1)イ	市民向けに出力する画像・PDF 等の公開先、及びウェブアクセシビリティ（JIS X 8341-3）への対応要否をご教示ください。	職員が分析結果のグラフ等を画像・PDF 等として出力し、本市ウェブサイト、広報資料等で活用することを想定しており、本業務で市民向け公開サイトを構築することは要件ではありません。 アクセシビリティに関する対応は、業務説明資料 9 (3) (4)に基づき、適用できない項目は協議する取扱いとします。
18	業務説明資料 5(1)イ	「市民向けの情報発信への活用」は、職員が分析グラフ等を画像・PDF として出力し広報等に利用することを想定しており、本システム自体に市民向け公開サイトを構築することまでは求めているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 職員が分析結果のグラフ等を画像・PDF 等として出力し、本市ウェブサイト、広報資料等で活用することを想定しており、本業務で市民向け公開サイトを構築することは要件ではありません。
19	業務説明資料 5(1)イ、5(3)エ	AI 処理の実行前に料金の概算額を画面表示することまで求めていますでしょうか。対象件数・利用量の表示、上限設定及び実行確認等により管理できれば足りるでしょうか。また、上限到達時は処理を停止する方式と、権限を有する職員の承認により追加実行できる方式のいずれを想定されていますでしょうか。	実行前の料金概算額の画面表示までは必須としていません。対象件数・利用量の表示、機能別の手動実行、上限設定、実行確認等により、予期しない費用増加を抑止できれば差し支えありません。上限到達時の停止、権限者の承認による追加実行等の方式は、統制と利便性を踏まえてご提案ください。具体的な方式は要件定義時に決定します。

番号	項目	質問	回答
20	業務説明資料 5(2)ア	分析に用いることを想定しているオープンデータの範囲、及び中期計画の指標データのご提供可否をご教示ください。また、外部 Web サイト等からシステムまたは受託者が直接情報を取得することまで想定されていますでしょうか。	オープンデータの範囲は、人口、地域、福祉、子育て、都市整備等、市民意見の分析テーマに応じた様々なデータを想定しています。一方で、オープンデータなどを加えた複合的な分析は「期待する成果」としており、必須要件ではないため、どのようなデータを対象とするか（又はしないか）はご提案ください。 (参考) 横浜市オープンデータポータル 中期計画の公開資料及び指標データは利用可能です。外部ウェブサイトからの自動取得は必須ではなく、利用規約、更新頻度、セキュリティ及び運用負荷を踏まえ、必要に応じて提案してください。対象は契約後に協議します。
21	業務説明資料 5(3)ア	AI の推論環境を国内リージョンに限定するとありますが、国内リージョン間（東京・大阪）でのクロスリージョン推論は許容されるとの理解でよろしいでしょうか。	データの保存場所及び AI の推論環境が国内リージョンに限定されることを前提に、国内リージョン間の利用を直ちに排除するものではありません。ただし、処理経路、バックアップ、ログ等を含め、業務データ及び AI 処理データが海外で保存・処理されない構成であることを示してください。
22	業務説明資料 5(3)ア	ネットワークについて、YCAN 接続端末で利用可能なブラウザの種類、プロキシ等の通信上の制約（ストリーミング通信の可否等）があればご教示ください。 また、外部ネットワーク（在宅勤務等）からのアクセスも考慮が必要でしょうか。	YCAN（横浜市行政情報ネットワーク）に接続された本市職員端末（インターネット接続系※）から、インターネット経由で利用する想定です。利用可能なブラウザの種類・バージョン、プロキシ、ストリーミング通信等の詳細な制約は、契約後の環境確認及び要件定義で提示します。一般的な庁内端末・ブラウザで利用でき、特殊なクライアント導入を極力要しない構成をご提案ください。 ※横浜市は国が地方自治体に対して示している三層分離対策の β' モデルです。 ※本市では多くの部署で Microsoft Edge を利用しています。
23	業務説明資料 5(3)ア、ウ(キ)	CDN、DNS、WAF 等のグローバルに提供されるクラウドサービスについて、業務データ及び AI 処理データを海外に保存・処理しない構成であれば利用可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 本市のセキュリティポリシー等への適合の確認や協議を行う必要がありますが、提案において CDN、DNS、WAF 等の利用を排除するものではありません。

番号	項目	質問	回答
24	業務説明資料 5(3)ウ(ア)(エ)	OS 等を利用者側で管理しないフルマネージドサービスを利用する場合、クラウド事業者によるパッチ適用及びマルウェア対策をもって当該要件への対応とすることは可能でしょうか。	可能です。フルマネージドサービスにおいて、クラウド事業者の責任範囲としてパッチ適用及びマルウェア対策が適切に実施される場合は、当該対策をもって要件を満たすことができます。責任分界、適用状況の確認方法、報告・監査手段及び受託者側で必要となる補完措置を示してください。
25	業務説明資料 5(3)ウ(コ)	本システムの想定アカウント数及び利用部署数、並びに通常時及びピーク時の同時利用者数の想定があればご教示ください。	・利用部署数及び同時利用者数は現時点で確定していません。 ・令和8年度は、試行利用を行う関係部署及び事務局を中心とした利用を想定していますが、具体的なアカウント数は協議の上で決定します。 ・なお、令和9年度以降全庁的な展開も見据えており、アカウント追加や利用部署拡大が容易な構成とし、想定値及び費用への影響を提案してください。 また、アカウント数に応じた運用における管理を想定し、発行後に利用者がパスワードを変更できる構成等も含めて検討してください。具体的な要件は契約後に協議の上で決定します。 ・同時接続については、意見収集実施の有無や意見収集を行う時期等が部署により様々であるため、全ての部署や職員が同時に接続するなどの状況は想定しづらいと考えられるため、過大な想定は不要です。また、同時接続に関して、一定の制限を設けることを許容します。
26	業務説明資料 5(3)ウ(シ)	利用履歴の「端末機名」について、Web ブラウザからは端末のホスト名を直接取得できないことが一般的であるため、IP アドレス、ブラウザ情報等の代替情報で記録することは許容されますでしょうか。	Web ブラウザから端末機名を取得できない場合は、IP アドレス、ブラウザ情報、利用者識別情報、端末を識別可能な別の管理情報等による代替を許容します。インシデント発生時に操作者、利用部署、接続元及び処理内容を追跡できることを前提に、取得可能な項目と代替措置をご提案ください。
27	業務説明資料 5(3)ウ(ス)	認証について、接続元 IP アドレス制限を採用する場合、YCAN の接続元 IP アドレスのご提供は可能でしょうか。また、既存の ID 基盤との連携は必要でしょうか。	接続元 IP アドレス制限を採用する場合、必要な YCAN 側情報は契約後に本市と協議の上で提示または、本市において設定します。 既存 ID 基盤との連携は調整が必要であり、現時点で必須としていません。 多要素認証又は IP アドレス制限等により要件を満たし、職員ごとのアカウント管理及び権限制御ができる構成をご提案ください。

番号	項目	質問	回答
28	業務説明資料 5(3)エ / 11	本業務で対象とする市民意見データ（CSV 等）の概算総件数（過去分も含む）および 1 ファイルあたりの最大行数・サイズの見安、既存データに共通して含まれる基本的な項目構成（CSV のヘッダ一例等）をご教示ください。	・総件数及び共通項目構成は現時点で一律に確定していません。 ・ 1 ファイルあたりの最大行数・サイズの見安については業務説明資料や年間件数、意見は基本的にテキストデータであることなどから推計してください。 業務説明資料 1 1 参考：本市で行っている広聴（市民の声）に関する情報 ・ 共通項目について、一般的には受付日、意見本文、受付区分、属性情報等が含まれることが想定されます。 <参考> 常設の提案制度についての提案時に市民が入力する項目は、市のホームページからご確認ください。 市民からの提案 横浜市
29	業務説明資料 5(3)エ	AI 費用について、過去 5 年分のデータ処理は令和 8 年度内に実施する想定でしょうか。	経年比較等の初期検証のため、過去 5 年分のデータを令和 8 年度の履行期間内に処理することを想定しています。ただし、具体的な対象データ、件数、優先順位及び実施時期は、データの準備状況と提案内容を踏まえ、契約後に協議して決定します。
30	業務説明資料 6(4)	試行利用に参加する職員数・部署数、試行利用時に実データを使用する予定か、並びに評価方法及びフィードバックの頻度について、現時点での想定があればご教示ください。	試行利用は関係部署及び事務局の職員を中心に実施する想定ですが、具体的な職員数・部署数は現時点で確定していません。可能な範囲で匿名化等を行った実データの利用を想定しています。操作性、分析結果の有用性・精度、業務への活用可能性、処理時間等を、利用ログ、アンケート、ヒアリング等で評価することを想定しています。フィードバックの頻度は、試行期間中に機動的に改善できるよう、定例会等を含め契約後に協議します。

番号	項目	質問	回答
31	業務説明資料 6(4)	1 月からの試行利用において、必要最低限 (MVP) として稼働すべき機能 (例: PII 検知・クラスター化・基本ダッシュボード表示) の具体像について、市側と受託者で合意形成を図る認識でよろしいでしょうか? また、試行利用時に投入する検証用データ (匿名化済みの過去データ等) は契約後直ちに市からご支給いただけますでしょうか?	お見込みのとおり、試行利用開始時点の MVP は、必須機能、開発期間及び提案内容を踏まえ、本市と受託者で合意形成を図ります。ガードレール、意見の分類・俯瞰、基本的な可視化等を中心に想定しますが、詳細は要件定義で決定します。検証用データは可能な範囲で早期提供に努めますが、匿名化・庁内調整等を要するため、契約直後の一括提供を保証するものではありません。
32	業務説明資料 6(4)	運用保守窓口 (平日 8:30～17:15) での対応内容について、システム不具合対応・操作問合せのほか、「プロンプトの調整・改善作業」も標準対応に含まれる認識でよろしいでしょうか? また、夜間・休日の緊急障害対応 (一次切り分け等) は対象外 (翌営業日対応) という認識で問題ないでしょうか? 目標応答時間 (SLA) についての期待値をご教示ください。	・軽微なプロンプトの調整、操作方法及び運用に関するサポートは、開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの窓口対応に含みます。調整の範囲や大規模な機能改修との区分は契約後に協議します。 ・24 時間 365 日の体制は求めておらず、夜間・休日の通常の障害対応は原則として翌営業日対応で差し支えありません。 ・ただし、重大インシデントに備えた連絡体制及び対応方針をご提案ください。
33	業務説明資料 6(7)	クラウド環境のアカウントは、市名義のものはございますでしょうか。あるいは受託者名義で構築し、次年度以降に移管する想定でしょうか。	現時点で、本業務専用として利用する本市名義のクラウドアカウントがあることを前提としていません。受託者名義を含む構成も可能ですが、次年度以降に本市又は本市が指定する第三者へ、アカウント、契約、ライセンス、設定及びデータ等を円滑に引き継げる構成・契約形態としてください。
34	業務説明資料 6(7)	クラウドサービスの仕様上、アカウントや契約の名義変更が困難な場合、構成定義 (IaC)、ソースコード、設定情報及びデータを引き継ぎ、新たなアカウントに同等環境を再構築できる方式でも、円滑な引継ぎの要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	基本的に本市に過度な追加負担が発生しないことを前提にお見込みの方式も許容します。なお、引継ぎ時の停止時間、作業分担、ライセンス制約・費用条件等必要な条件等は示してください。

番号	項目	質問	回答
35	提案書作成要領 7(4)	ヒアリングにおいて、動画に加えて実機操作によるデモンストレーションを行うことは可能でしょうか。	可能です。 提案書作成要領 7（４）ウに記載の「動画等を利用した説明」とみなします。
36	業務説明資料 2、10 頁	分析対象として想定している市民意見データについて、常設の提案制度及びパブリックコメント以外に対象として想定しているデータがございましたらご教示ください。 現時点で保有している対象データの範囲及び本業務における初期登録対象範囲についてご教示ください。また、データ整備に関する本市と受託者の役割分担の想定がございましたらご教示ください。	・常設の提案制度及びパブリックコメントのほか、各種意識調査、事業アンケート、AI インタビュー、Web アンケートなどその他の広聴・意見収集データなど様々な手法で収集した意見を対象として想定しています。 ・令和 8 年度の契約期間中の分析対象は、データの利用条件、項目、件数及び準備状況を踏まえ、契約後に決定します。 ・令和 8 年度の契約期間中における分析について、本市は保有データの提供及び必要な匿名化等を行い、受託者は項目整理、変換・取込、品質確認、マッピング等を提案・支援する想定です。詳細は要件定義で協議します。
37	業務説明資料 2、6 頁	業務説明資料では過去 5 年分のデータを処理することが想定されていますが、現時点で保有している対象データの範囲及び本業務における初期登録対象範囲についてご教示ください。また、データ整備に関する本市と受託者の役割分担の想定がございましたらご教示ください。	No36 のとおり
38	業務説明資料 2 頁	分析対象の市民意見のサンプルデータについて、匿名化等実施したうえで提供が可能な場合、サンプルデータ数及び提供時期、主なデータ項目（受付日、受付区分、地域情報、年代、性別等）についてご教示ください。	匿名化等を行ったサンプルデータは、契約後、準備が整ったものから可能な範囲で提供する想定です。件数及び提供時期は現時点で確定していません。 項目は収集方法により異なり、受付日、受付区分、意見本文、地域情報、年代等が含まれる場合がありますが、すべてのデータに共通するものではありません。

番号	項目	質問	回答
39	業務説明資料 2 頁	市民意見との対応分析に利用する施策・事業・予算データについて、提供可能なデータ形式（Excel、CSV 等）及び管理粒度（施策単位、事業単位等）をご教示ください。また、公開資料以外に本市から提供を予定している関連データがある場合は、その概要についてご教示ください。	No 7 のとおり
40	業務説明資料 5 頁	政策検討支援機能における「職員が利用し、職員の思考・検討を補佐する示唆を導出する」について、市民の声や過去の政策案を元に現在対応すべき課題の優先度を AI でご提案する、職員が投入した政策案の効果を AI が判定するなど考えられますが、具体的なイメージをご教示ください。	市民の声の傾向、背景、地域差・属性差、施策・事業・予算との関係、オープンデータや中期計画の方向性等を基に、職員が検討すべき論点、見落とし得る観点、追加確認事項、選択肢等を提示し、元の意見や根拠を確認しながら職員の思考を補佐する機能を想定しています。具体的な機能は 1 つ以上ご提案ください。
41	業務説明資料 6、7 頁	要件定義及び設計工程における仕様確認・承認の進め方について、想定している手続き及び期間をご教示ください。また、本システムの操作性や分析結果の有用性を高めるため、要件定義・開発期間中に実際の利用部署の職員にプロトタイプや開発途中の機能をご確認いただきながら、意見交換を継続的に行う機会を設けることは可能でしょうか。	契約後速やかに業務実施計画を策定し、要件定義書を本市と協議の上で取りまとめ、本市の承認後に設計・構築を進めます。契約締結を令和 8 年 12 月と仮定し、要件定義は同月を想定していますが、工程の並行実施を妨げません。要件定義・開発期間中に、利用部署職員がワイヤーフレーム、プロトタイプ及び開発途中の機能を確認し、継続的に意見交換する機会を設けることは可能であり、積極的な提案を求めます。
42	業務説明資料 6、7 頁	本業務期間内に求める到達水準について、本番利用を前提としたシステム稼働を想定しているのか、試行利用を通じた検証・改善を重視しているのかをご教示ください。また、試行利用開始時点で実装が必要な機能がある場合は、その概要をご教示ください。	令和 8 年度内に本番利用、令和 9 年度に全庁展開を見据えたシステムを構築・納品することを前提としつつ、短い履行期間で職員試行を行い、その結果を踏まえて精度、プロンプト、UI/UX 等を改善することを重視しています。試行開始時点では一部機能が限定されることを許容します。必要機能は、ガードレール、意見の分類・俯瞰、基本的な可視化等を中心に、必須要件と提案内容を踏まえ要件定義時に決定します。

番号	項目	質問	回答
43	業務説明資料 7 頁	職員による試行利用について、参加を予定している部署数及び利用者数の規模感がありましたらご教示ください。	No25 のとおり
44	提案書作成要領、 業務説明資料 提案書作成要領1 頁、業務説明資料 6、10 頁	概算業務価格 3,000 万円（税込）については、クラウド利用料、生成 AI 利用料及び業務期間中の運用保守に係るサービス利用料を含めて見積もりに含める認識でよろしいでしょうか。また、生成 AI 利用料の見積りにあたり想定すべき利用条件等がございましたらご教示ください。	・概算業務価格 3,000 万円（税込）には、システム構築費、クラウド利用料、生成 AI 利用料及び業務期間中の運用保守に係る費用を含む、本契約の履行に必要な一切の費用を含めてください。なお、一定の利用上限を設ける提案等に関しても許容しています。 ・令和 9 年度以降も AI 利用料は定額契約を基本とすることを想定していますが、一定の利用上限や上限超過時の追加料金の枠組みも許容します。本市の規模、想定意見数、過去 5 年分の意見の処理等を踏まえ、利用量と算出根拠をご提案ください。 ・運用期間等については業務説明資料「7 想定スケジュール」を参照してください。
45	業務説明資料 p. 5／5(3)ウ(㍿)	想定する利用者数（アカウント数）、分析で利用する部署の範囲を教えてください。（令和 8 年度試行時と令和 9 年度以降のそれぞれについて）	No25 のとおり
46	提案書作成要領 p. 6／6(1)エ・オ	参考見積書と参考見積内訳書について、内訳の指定はありますか。押印は必要でしょうか。	参考見積書及び参考見積内訳書の内訳については任意様式ですが、構築、クラウド・AI 利用、運用保守、その他の費用区分及び算出根拠が分かるように記載してください。押印は不要です。
47	提案書作成要領 p. 7／7(5)	11 月 11 日のプレゼンテーションについて、出席者全員（例：1 名または 2 名）がオンラインのみで出席し、会場には誰も出席しない形でプレゼンテーションおよび質疑応答を行うことは認められますでしょうか。	出席者全員がオンラインのみで出席することは認められません。 オンライン出席にかかる機材は、提案者が用意し、通信環境の不具合等によりプレゼンテーションに支障が出た場合、その責任は提案者が負う必要があることから、かかる準備や対応等を行う方が会場に来て出席してください。

番号	項目	質問	回答
48	提案書作成要領 p. 6／6(1)カ	令和 9 年度以降の運用費用（年額）について、「概算業務価格（上限）」のような形で想定している予算規模や上限額（目安）があればご教示ください。示せない場合でも、「今年度の契約金額に対しておおむね〇割以内」など、目安となる考え方があればご教示ください。	令和 9 年度以降の予算規模又は上限額は、現時点では示しません。 継続的かつ現実的に運用できる費用水準を重視します。
49	提案書評価基準 p. 1～2（全体）	提案書作成要領 5(4) 項番 8.2 に記載の「令和 9 年度以降の費用・活用案」および運用費用概算見積書は、評価対象になるという理解でよろしいでしょうか。また、評価基準のどの評価項目で評価されますか。	No 6 のとおり
50	提案書作成要領 p. 6／6(1)カ	運用費用概算見積書に記載した金額の扱いについてご説明ください。令和 9 年度以降の契約金額を拘束するもの（上限となるもの）でしょうか。それとも参考値の扱いでしょうか。また、利用規模等が見えない現段階において、金額の概算レンジで提示することは認められますか。	運用費用概算見積書の金額は、令和 9 年度以降の契約金額を拘束する上限額ではなく、現時点の前提に基づく参考値です。将来の契約を保証するものでもありません。前提条件を明示した上で、基本額及び利用規模等に応じた概算レンジで提示することも可能です。
51	実施要領 P2	参加資格要件「AI 技術を活用したシステムの構築実績（過去 3 年以内）」について、民間企業向けの実績も対象となりますか。また、①「AI 技術」の定義の範囲（機械学習・自然言語処理・生成 AI 等のいずれも該当するか）、②実績の証明方法（提出書類の種類・様式）をご教示ください。	参加に係る資格及び手続については既に提出期限を過ぎており、提案資格確認結果を通知していますので、お答えできません。
52	実施要領 P2	参加に際して協力会社を活用する場合、協力会社が有する AI 技術を活用したシステムの構築実績は、参加資格要件の実績として算入可能でしょうか。算入可能な場合、証明方法もご教示ください。	参加に係る資格及び手続については既に提出期限を過ぎており、提案資格確認結果を通知していますので、お答えできません。

番号	項目	質問	回答
53	実施要領 P5-6	ヒアリング（令和 8 年 11 月 11 日）において、システムのデモンストレーション（動作するプロトタイプ・画面等の提示）は実施可能でしょうか。可能な場合、プレゼンテーション 15 分の時間内に含める必要があるか、また機材（PC・プロジェクター等）の持込可否もあわせてご教示ください。	No35 のとおり
54	提案書評価基準 別紙	評価基準 No. 5「分析機能の利用者体験・有効性」（30 点）および No. 6「分析機能の業務への有効性」（30 点）の採点において、機能の設計・アーキテクチャの説明と、実際に動作するプロトタイプの提示とでは、評価上の取扱いに違いがありますか。提案の方向性を検討するためにご確認いたします。	評価は、提案書評価基準に記載した観点に基づき、評価します。動作するプロトタイプの提示を必須とはしておらず、提示の有無のみで加点・減点するものではありません。
55	実施要領 P6	評価基準の各項目（No. 1～15）について、横浜市として特に重視する観点や、提案書に盛り込んでほしい要素があればご教示いただけますでしょうか。提案の質の向上を目的として確認いたします。	評価は、提案書評価基準に記載した観点に基づき、評価します。
56	実施要領 P3	見積限度額 3,000 万円(税込)は、システム構築費・AI サービス利用料 (API 費用等)・クラウドインフラ費用・運用保守費用をすべて含む金額と理解してよいでしょうか。また、令和 8 年度契約における運用保守期間の想定月数をご教示ください。	No44 のとおり

番号	項目	質問	回答
57	実施要領 P3	AI サービス利用料（API 利用費等）の月次変動が見込まれる場合、契約形態として上限額の設定や精算方法について横浜市として想定している方針はありますか。適切な提案内容を検討するためにご確認いたします。	No44 のとおり
58	業務説明資料 P5	職員試行利用期間（令和 9 年 1 月～2 月）中に把握された不具合・改善要望への対応（修正・改善開発）は、本契約の業務範囲に含まれますか。含まれる場合、対応範囲の目安（不具合修正のみ／機能改善まで含むか等）をご教示ください。	含まれます。利用者検証を踏まえた機能改善、プロンプト・UI・分析ロジックの調整等を実施する想定です。ただし、当初要件を超える大規模な新機能追加は当然に含むものではなく、改善の優先順位及び範囲は、影響、工数及び履行期限を踏まえて協議します。
59	業務説明資料 P5	運用保守期間中における問い合わせ対応の想定窓口時間帯（例：平日 9～17 時等）および目標応答時間（SLA）についての期待値をご教示ください。体制設計の前提として確認いたします。	No32 のとおり
60	業務説明資料 P2	本業務で対象とする市民意見データ（CSV 等）の概算総件数（過去分も含む）および 1 ファイルあたりの最大行数・サイズの目安をご教示いただけますか。システムのインフラ設計・コスト試算に必要な情報として確認いたします。	No28 のとおり
61	業務説明資料 P4	本システムを利用する職員の端末環境（OS・ブラウザの種類・バージョン等）に制約はありますか。また、庁内ネットワーク（イントラネット）からのアクセスのみを想定していますか。それとも外部ネットワーク（在宅勤務等）からのアクセスも考慮が必要でしょうか。	No22 のとおり

番号	項目	質問	回答
62	業務説明資料 P6	令和 9 年 3 月の納品物として、成果物一式（ソースコード・設計書・操作マニュアル等）の具体的な範囲と形式（電子媒体のみ・紙媒体要否等）をご教示ください。また、納品検収の方法・手順についても確認させてください。	・令和 9 年 3 月の納品物は、業務説明資料「8 納品成果物」のとおりです。 ・既存知財等の取扱いは、同資料 6 (7) のとおりです。合わせて No 3 の回答もご確認ください。 ・検収手順は契約後に協議し、要件適合、テスト結果、成果物の内容及び動作確認等により検収します。